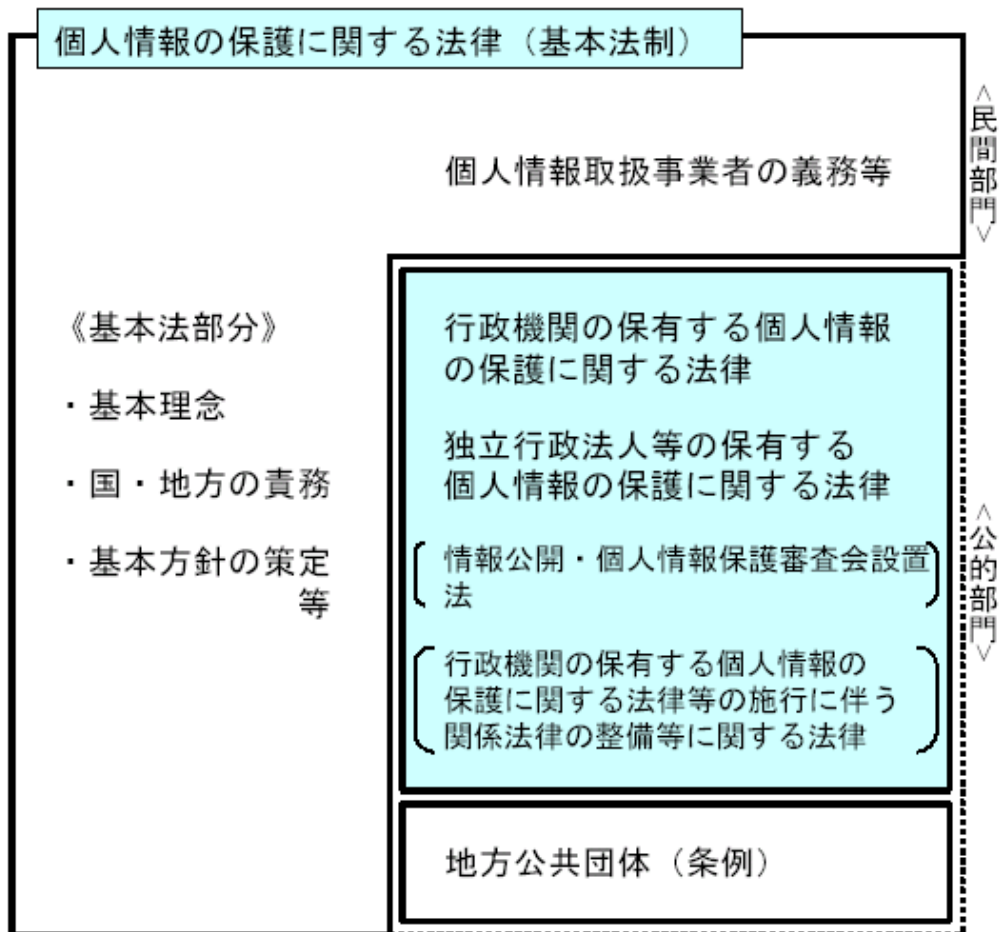


個人情報保護関連 5 法の概要

(総務省ホームページ「個人情報保護関連 5 法の概要」より作成)

1 IT 社会における個人情報保護法制の整備について

IT社会における個人情報保護法制の整備



2 各法律の概要について

(1) 個人情報保護法（基本法）の概要

<基本法部分>

ア 基本理念：個人情報の適正な取扱い

イ 国等の責務、施策：政府が基本方針を作成して総合的かつ一体的に施策を推進 等

<一般法部分>

ウ 民間の個人情報取扱事業者の義務：

対象情報 一定規模以上の体系的に整理された個人情報(一定規模以上のデータベース中心)

個人情報の取扱い 利用目的の特定・公表・利用目的の範囲内での取扱い(特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えての個人情報の取扱いの制限)、適正取得(偽りその他不正な手段による個人情報の取得の制限)、正確性の確保(個人データの正確性の確保)、安全確保(個人データの漏えい、滅失又はき損の防止のために必要かつ適切な措置の実施)、第三者提供の制限(本人の同意を得ない個人データの第三者提供の制限) 等

本人関与 本人から求められた場合の開示、訂正、利用停止の義務

エ 苦情処理：事業者・認定個人情報保護団体による自律的な苦情処理

オ 事業者に対する監督：主務大臣による事後的なチェック(報告徴収、助言、勧告、命令)

カ 主務大臣の権限の行使の制限：報道機関等への情報提供者に対する権限の不行使

キ 適用除外：報道(個人を含む)、著述、学術研究、宗教、政治に係る取扱いに関して義務規定の適用を除外

ク 報道の定義：不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること(これに基づいて意見又は見解を述べることを含む)

【施行日】

基本法部分 平成 15 年 5 月 30 日(公布日)

一般法部分 平成 15 年 5 月 30 日(公布日)から 2 年以内で政令で定める日

(2) 行政機関個人情報保護法の概要

ア 目的 国の行政機関における個人情報の適正な取扱い

イ 対象機関 国のすべての行政機関(会計検査院を含む。)

ウ 対象情報 電子記録のみならず、行政文書に記録されている個人情報

エ 個人情報の適切な取扱い

- ・ 保有制限 利用目的の達成に必要な範囲内等
- ・ 書面による直接取得に際しての利用目的の明示
- ・ 利用・提供の制限 利用目的以外の目的のための利用・提供の原則禁止
- ・ 正確性の確保 利用目的の達成に必要な範囲で事実と合致
- ・ 安全確保 漏洩等防止のための措置

オ 個人情報ファイルの適正な管理と公表

- ・ ファイル保有に当たっての総務大臣に対する通知
- ・ 個人情報ファイル簿の作成と公表（インターネット等も活用）

カ 本人関与

- ・ 開示請求制度 本人開示に支障の生ずるおそれのあるものを除く開示（部分開示を含む。）義務
- ・ 訂正請求制度 事実と相違するものについて利用目的の達成に必要な範囲での訂正義務
- ・ 利用停止請求制度 不適法な取得、利用、提供について適正な取扱いを確保し事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼさない限りにおいて利用停止義務

キ 不服申立て 開示、訂正、利用停止を拒否する決定に対する不服申立てについて、情報公開・個人情報保護審査会への諮問義務

ク 罰則 以下の行為を行った行政機関の職員等に関する罰則

- ・ コンピュータ処理されている個人データの漏えい（2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）
- ・ 不正な利益を図る目的での個人情報の提供又は盗用（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）
- ・ 職務の用以外の用に供する目的で職権を濫用した個人の秘密の収集（同上）

【施行日】

平成 15 年 5 月 30 日（公布日）から 2 年以内で政令で定める日

(3) 独立行政法人等個人情報保護法の概要

ア 対象法人 独立行政法人、特殊法人及び認可法人であって行政機関と同様に（132 法人）取り扱うべきもの（基本的に独立行政法人等情報公開法と同様）

イ 対象情報、取扱の規範、管理のルール、本人の関与、救済制度、罰則は行政機関法制の仕組みを基本に、独立行政法人等の性格に適合した仕組み

【施行日】

行政機関個人情報保護法の施行日

(4) 情報公開・個人情報保護審査会設置法の概要

- ・ 情報公開審査会（平成 13 年設置）を改組
- ・ 行政機関及び独立行政法人等の情報公開法制の開示決定等に関する不服申立てに関する諮問
- ・ 行政機関及び独立行政法人等の個人情報保護法制の開示、訂正、利用停止決定等の不服申立てに関する諮問

【施行日】

一部を除いて行政機関個人情報保護法の施行日

(5) 整備法の概要

- ・ 府省設置法の改正
- ・ 登記、刑事訴訟、特許等情報の適用除外（基本的に情報公開法の適用除外に準じている）等

【施行日】

行政機関個人情報保護法の施行日